

コミュニティセンター耐震化を支援します



どんなコミュニティセンターが対象？

補助対象は、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築され又は工事に着手された
コミュニティセンター(木造、非木造)です



補助内容は？

区分	説明事項	補助要件
耐震診断	<ul style="list-style-type: none">・耐震診断は、建物がどれだけ耐震強度があるかを確認するものです。・耐震診断は、診断を行うことができる資格を持った建築士が行います。・建物の耐震に関する一般的なお問い合わせは、「建築指導課建物安全推進室」で対応します。	補助率 3/4 限度額 100 万円 ※当年度に補助が可能です ※耐震断補助は 1 回限り ※令和 7 年度から令和 11 年度まで(5 年間)
耐震改修	<ul style="list-style-type: none">・耐震診断の結果により耐震強度が足りない場合で、建物の補強・改修を行う場合、耐震改修について補助します。・耐震設計(耐震診断結果に基づいて、構造的に弱い箇所を補強するための計画の作成に関する費用)も補助対象とします。・耐震改修以外のリフォーム工事を同時に施工する場合も補助対象とします。	補助率 3/4 限度額 1,200 万円 ※前年 10 月までに事前協議の提出が必要です。 ※耐震診断以外の補助メニューは前後 5 年間の交付制限があります。



補助の流れは？

区分	説明事項
耐震診断	市民協働推進課に事前相談をお願いします。(必要書類等をご案内します) → 単価審査依頼 → 補助申請(町会→市) → 交付決定通知(市→町会) → 事業者へ発注～事業完了 → 実績報告(市→町会) → 補助金額確定通知(市→町会) → 補助金請求・振込 ※単価審査から補助金の振込は、同一年度内です。
耐震改修	耐震改修を含む修繕工事を行う場合、前年 10 月までに事前協議書の提出が必要です。 実施年度の補助の流れは、コミュニティセンター整備費等補助と同じです。(別途、必要書類等をご案内します) 耐震診断結果により耐震改修ではなく新築する場合、前年 8 月までの事前協議書の提出が必要です。事前相談をお願いします。(別途、必要書類等をご案内します)

その他、補助については条件がありますので、事前相談をお願いしています

【お問い合わせ】

金沢市市民局市民協働推進課 〒920-8577 金沢市広坂1-1-1
電話 076-220-2026 メール kyoudou@city.kanazawa.lg.jp

